



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 健康増進法施行細則の一部を改正する規則（健康長寿課）…………… 1
- 森林組合及び森林組合連合会の報告等に関する規則の一部を改正する規則（森林管理課）…………… 17
- 沖縄県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（労働政策課）…………… 18

告 示

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法による指定地方公共機関の指定（健康長寿課）…………… 18
- 土地改良区の定款の変更の認可・2件（村づくり計画課）…………… 18
- 土地改良区の役員の就任及び退任の届出（村づくり計画課）…………… 19
- 土地改良区の解散（村づくり計画課）…………… 20
- 土地改良区の清算人の退任の届出（村づくり計画課）…………… 20
- 沖縄県人工礁漁場管理規程等を廃止する告示（漁港漁場課）…………… 20
- 沖縄県国際物流拠点産業集積地域用地分譲規程の一部を改正する告示（企業立地推進課）…………… 20
- 沖縄県国際物流拠点産業集積地域用地買取条件付貸付規程の一部を改正する告示（企業立地推進課）…………… 21
- 道路の区域の変更（道路管理課）…………… 21
- 県道の供用の開始・2件（道路管理課）…………… 21
- 公共測量の実施の通知（道路管理課）…………… 22
- 事業の認定（用地課）…………… 22
- 都市計画事業の変更の認可・3件（道路街路課）…………… 23

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請・2件（県民生活課）…………… 24
- 技能検定の実施（労働政策課）…………… 25
- 建設業者の許可の取消し・2件（土木総務課）…………… 27
- 都市計画の変更の案の縦覧・5件（都市計画・モノレール課）…………… 42

訓 令

- 沖縄県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令（職員厚生課）…………… 43

教育委員会事項

- 沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則…………… 47

公安委員会事項

- 沖縄県警察の交番等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則…………… 47

正 誤

- 平成26年 9月29日付け公報号外第27号中訂正…………… 49

規 則

健康増進法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3月 6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第3号

健康増進法施行細則の一部を改正する規則

健康増進法施行細則（平成16年沖縄県規則第14号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「事業の開始」の次に「又は再開」を加え、「事業開始届」を「事業開始（再開）届」に改める。

第5条を削る。

第6条第1項中「設置者又は管理者」を「施設長又は施設管理者」に、「11月」を「6月」に、「第6号様式」を「第5号様式」に、「12月20日」を「7月31日」に改め、同条を第5条とする。

第7条中「第7号様式」を「第6号様式」に改め、同条を第6条とする。

第8条第1項中「第8号様式」を「第7号様式」に改め、同条を第7条とする。

第2号様式及び第3号様式を次のように改める。

第2号様式（第4条関係）

特定給食施設事業開始（再開）届

年 月 日

保健所長 殿

設置者住所

設置者名

㊞

※法人にあつては、給食施設の設置者の名称、
主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

下記の給食施設について、給食を開始（再開）しましたので、健康増進法第20条第1項の規定（健康増進法施行細則第4条第1項の規定）により届けます。

記

給食施設の名称：

住 所：

電話番号：

給食開始（再開）日		年 月 日					
施設の種類 ※該当するところに ☑を入れて下さい		<input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> 介護老人保健施設 <input type="checkbox"/> 老人福祉施設 <input type="checkbox"/> 児童福祉施設 <input type="checkbox"/> 社会福祉施設 <input type="checkbox"/> 事業所 <input type="checkbox"/> 寄宿舍・寮 <input type="checkbox"/> 矯正施設 <input type="checkbox"/> 自衛隊 <input type="checkbox"/> 一般給食センター <input type="checkbox"/> その他（ ）					
給食運営方式		直営・委託	(委託先名称)				
給食担当者氏名（職種）							
給食従事職員数	区 分	設置者（委託）側			受託者側		
	管理栄養士						
	栄養士						
	調理師						
	調理員						
	その他						
定員及び予定給食数	対 象	定員	朝	昼	夕	その他	計
	入所・患者・児童・生徒等						
	デイサービス						
	配食						
	合 計						
	職員食						

--	--	--	--	--	--	--	--

備考 給食施設（厨房）の平面図を添付すること。 (日本工業規格A4判)

第3号様式（第4条関係）

特定給食施設変更届

年 月 日

保健所長 殿

設置者住所

設置者名

㊞

※法人にあつては、給食施設の設置者の名称、
主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

下記の給食施設に変更が生じたので、健康増進法第20条第2項の規定により届けます。

記

給食施設の名称：

変更年月日： 年 月 日

変更事項（該当する項目に変更前、変更後の事項を記載）

項 目	変 更 前	変 更 後
1 給食施設の名称		
2 給食施設の住所		
3 給食施設の電話番号		
4 設置者の氏名及び住所		
5 給食運営方式		
委託の場合は委託先の名称 を記入	(委託先の名称)	(委託先の名称)
6 給食施設の種類		
7 定員及び予定給食数		
8 管理栄養士の員数		
9 栄養士の員数		
※ 敷地内での建替に伴う給食施設変更はチェックを入れる → <input type="checkbox"/>		

備考 給食施設の平面図に変更のあるときは、新平面図を添付すること。 (日本工業規格A4判)

「所在地

「設置者住所

第4号様式中 施設名

を 設置者名

㊞

電話番号

※法人にあつては、給食施設の設置者の名称、主たる

設置者名

㊞

事務所の所在地及び代表者の氏名

に、「備考 用紙の規格は、日本工業規格A4判とする。」を「(日本工業規格A4判)」に改める。

第5号様式を次のように改める。

第5号様式（その1）（第5条関係）（表）

特定給食施設栄養定期報告書

(学 校 用)

年 月 日

保健所長 殿

施設名

所在地	〒	
電 話	()	—
F A X	()	—
施設長名 (施設管理者名)		印

健康増進法施行細則第5条第1項の規定により、_____年度の給食施設及び栄養管理状況を報告します。

1 施設の種類及び施設定員数											
共同調理場 単独実施校 その他 ()								施設定員数 :			
2 在籍者数 (5月1日現在)											
学 校 名		小 学 校						中 学 校			合計
※欄が足りない場合は別添様式に記入		1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	
1											
2											
3											
4											
5											
合 計											
3 給食従事者数 (人)						5 運営方式					
	管理栄養士	栄養士	調理師	調理員	その他	<input type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 一部委託 (委託内容) 献立作成・材料購入・調理・配膳・下膳・食器洗浄・施設外調理・その他 () <input type="checkbox"/> 全部委託					
直営	常 勤										
	非常勤										
委託	常 勤					委託会社名 (直営以外は記入)					
	非常勤										
計											
4 給食担当者						6 給食材料費 (給食1食当たりの費用)					
氏名			職種			小学校		円・中学校		円	
7 栄養管理等に関する会議											
実施回数		あり (頻度: 回/年) なし				(ありの場合記入) 会議の名称:					
構成メンバー		管理者 薬剤師	医師 介護職員	管理栄養士・栄養士 給食利用者	調理師・調理員 その他 ()	看護師					
8 食中毒発生時の対応											

食中毒発生時マニュアル	あり・なし	
食中毒発生時の食事確保の体制	あり・なし	(ありの場合の内容)
他施設との連携	あり・なし	

(裏面の記入もお願いします。)

(裏)

施設名: _____

9 栄養管理状況 (基準学年: _____)

		(1)給与栄養量 (給食1食当たり)							(2)栄養比率					
栄養素等	エネルギー	たんぱく質	脂質	カルシウム	鉄	ビタミン				食塩相当量	食物繊維	たんぱく質エネルギー比	脂質エネルギー比	炭水化物エネルギー比
						A	B ₁	B ₂	C					
単位	kcal	g	g	mg	mg	μgRE	mg	mg	mg	g	g	(%)	(%)	(%)
目標量														
給与量														

(3)給与食品量 (給食1食当たり)

食品群		食品構成に基づく基準量(g)	食品群別給与量(g)	食品群		食品構成に基づく基準量(g)	食品群別給与量(g)
穀類	米			藻類			
	その他の穀類			魚介類			
いも類				肉類			
砂糖及び甘味料				卵類			
豆類				乳類			
種実類				油脂類			
野菜類	緑黄色野菜			菓子類			
	その他の野菜			調味料及び香辛料類			
果実類				調理加工品類			
きのこ類							

10 身体状況の把握

(1)把握の頻度		身長		回/年		測定月: 年 月		個別対応	あり・なし			
		体重		回/年								
肥満の状況(人)	学校	小学校						中学校			合計	対象者数
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年		
※欄が	1											

11 食物アレルギーへの対応

		(ありの場合の対	
--	--	----------	--

足りない場合は別添様式に記入	2												応方法) 除去 代替 その他 ()	
	3													
	4													
	5													
	計													
やせの状況(人) ※欄が足りない場合は別添様式に記入	学校	小学校					中学校			合計	対象者数	マニユアル	あり・なし	
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年					3年
	1													
	2													
	3													
	4													
	5													
計														
(2) 肥満及びやせの者に対する対策の有無		あり・なし					(ありの場合の内容)							

【備考】

【作成者】 所属： 氏名：
職種：

【別添様式】
※共同調理場等で対象施設数が多い場合に記入をお願いします。

2 在籍者数 (続き)

学校名 ※1枚目の施設名の続きを記入	小学校						中学校			合計
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										

15												
合 計												

10 身体状況の把握（続き）												
肥満の状況（人）	学校	小学校						中学校			合計	対象者数
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年		
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
計												
やせの状況（人）	学校	小学校						中学校			合計	対象者数
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年		
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
計												

第5号様式の次に次の3様式を加える。
第5号様式（その2）（第5条関係）（表）
 特定給食施設栄養定期報告書
 （病院・介護老人保健施設・老人福祉施設用）

年 月 日

保 健 所 長 殿

施 設 名
所 在 地
電 話 () -
F A X () -
施設長名 (施設管理者名) 印

健康増進法施行細則第5条第1項の規定により、_____年度の給食施設及び栄養管理状況を報告します。

1 施設の種類の種類						
病 院		介護老人保健施設		老人福祉施設		その他 ()
2 給食対象定員及び平均食数					4 給食担当者	
		定員 (人)	平均食数 (6月中の平均)			氏名
			朝食	昼食	夕食	
患者、入所者等						職種
デイサービス						
配食						5 運営方式 <input type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 一部委託 (委託内容) 献立作成・材料購入・調理・ 配膳・下膳・食器洗浄・施設外 調理・その他 () <input type="checkbox"/> 全部委託
合計						
職員食						
3 給食従事者数 (人)						
		管理栄養士	栄養士	調理師	調理員	その他
直営	常 勤					
	非常勤					委託会社名 (直営以外は記入)
委託	常 勤					
	非常勤					6 給食材料費 (1人1日当たりの費用)
計						円

7 栄養管理等に関する会議		
実施回数	あり (頻度: 回/年) なし	(ありの場合記入) 会議の名称:
構成メンバー	管理者 医師 管理栄養士・栄養士 調理師・調理員 看護師 薬剤師 介護職員 給食利用者 その他 ()	

8 危機管理への対応（非常時・食中毒発生時）		
マニュアル	あり（非常時・食中毒発生時） なし	
非常用食料等の備蓄	あり・なし	（ありの場合記入） 非常用献立 あり・なし 備蓄食数 （ ）人分×（ ）日分 備蓄水分 あり・なし 備蓄場所 厨房内・防災保管庫・その他（ ）
他施設との連携	あり・なし	

（裏面の記入もお願いします。）

（裏）

施設名： _____

9 栄養管理状況														
(1)給与栄養量（1人1日当たり）											(2)栄養比率			
栄養素等	エネルギー	たんぱく質	脂質	カルシウム	鉄	ビタミン				食塩相当量	食物繊維	たんぱく質エネルギー比	脂質エネルギー比	炭水化物エネルギー比
						A	B ₁	B ₂	C					
単位	kcal	g	g	mg	mg	μg RE	mg	mg	mg	g	g	(%)	(%)	(%)
目標量														
給与量														

(3)給与食品量（1人1日当たり）

食品群		食品構成に基づく基準量(g)	食品群別給与量(g)	食品群	食品構成に基づく基準量(g)	食品群別給与量(g)
穀類	米			藻類		
	その他の穀類			魚介類		
いも類				肉類		
砂糖及び甘味料				卵類		
豆類				乳類		
種実類				油脂類		
野菜類	緑黄色野菜			菓子類		
	その他の野菜			調味料及び香辛料類		
果実類				調理加工品類		
きのこ類						

10 栄養管理	
栄養管理計画（栄養ケア・マネジメント）の実施	あり（全員・一部） なし
NSTの導入 ※病院のみ記入	あり ・ なし

【備考】

【作成者】	所属： _____ 氏名： _____
職種： 管理栄養士 栄養士 調理師 調理員 その他（ _____ ）	

第5号様式（その3）（第5条関係）（表）

特定給食施設栄養定期報告書
（ 保育所（園）用 ）

年 月 日

保 健 所 長 殿

施設名	
所在地 〒	
電 話 ()	-
F A X ()	-
施設長名 (施設管理者名)	印

健康増進法施行細則第5条第1項の規定により、 _____ 年度の給食施設及び栄養管理状況を報告します。

1 施設の種類の種類							
		公立保育所	認可保育園	認可外保育施設	その他（ _____ ）		
2 給食対象定員及び平均食数						4 給食担当者	
		定員 (人)	平均食数（6月中の平均）				氏名
			朝食	昼食	夕食	合計	
児童						職種	
合計							
職員食		/				5 運営方式 <input type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 一部委託（委託内容） 献立作成・材料購入・調理・配膳・下膳・食器洗浄・施設外調理・その他（ _____ ） <input type="checkbox"/> 全部委託	
3 給食従事者数（人）							
		管理栄養士	栄養士	調理師	調理員	その他	
直営	常 勤					委託会社名（直営以外は記入）	
	非常勤						
委託	常 勤					6 給食材料費（1人1日当たりの費用）	
	非常勤						
計						3歳以上児 円	
						3歳未満児 円	

7 栄養管理等に関する会議

実施回数	あり（頻度： 回／年） なし	（ありの場合記入） 会議の名称：
構成メンバー	管理者 医師 管理栄養士・栄養士 調理師・調理員 看護師 薬剤師 介護職員 給食利用者 その他（ ）	
8 食中毒発生時の対応		
食中毒発生時マニュアル	あり・なし	
食中毒発生時の食事確保の体制	あり・なし	（ありの場合の内容）
他施設との連携	あり・なし	

（裏面の記入もお願いします。）

（裏）

施設名： _____

9 栄養管理状況														
(1)給与栄養量（1人1日当たり）												(2)栄養比率		
栄養素等	エネルギー	たんぱく質	脂質	カルシウム	鉄	ビタミン				食塩相当量	食物繊維	たんぱく質エネルギー比	脂質エネルギー比	炭水化物エネルギー比
						A	B ₁	B ₂	C					
単位	kcal	g	g	mg	mg	μg RE	mg	mg	mg	g	g	(%)	(%)	(%)
3才未満児	目標量													
	給与量													
3才以上児	目標量													
	給与量													
(3)給与食品量（1人1日当たり）														
食品群		3歳以上児		3歳未満児		食品群		3歳以上児		3歳未満児				
		食品構成に基づく基準量(g)	食品群別給与量(g)	食品構成に基づく基準量(g)	食品群別給与量(g)			食品構成に基づく基準量(g)	食品群別給与量(g)	食品構成に基づく基準量(g)	食品群別給与量(g)			
穀類	米					藻類								
	その他の穀類					魚介類								
	いも類					肉類								
	砂糖及び甘味料					卵類								
	豆類					乳類								
	種実類					油脂類								
野菜類	緑黄色野菜					菓子類								
	その他の野菜					香辛料及び香辛料類								

果実類					調理加工品類				
きのこ類									

10 身体状況の把握						11 食物アレルギーへの対応			
(1)把握の頻度	身長				把握		個別対応	あり・なし	
	体重				把握				
測定月： 年 月	3歳	4歳	5歳	合計	施設全体の割合 (%)		(ありの場合の対応方法) 除去 代替 その他 ()		
対象者数 (人)									
肥 満 (人)					%				
や せ (人)					%				
(2)肥満及びやせの者に対する対策の有無	あり・なし		(ありの場合の内容)			マニュアル	あり・なし		

【備考】

【作成者】	所属： _____ 氏名： _____
	職種： 管理栄養士 栄養士 調理師 調理員 その他 ()

第5号様式 (その4) (第5条関係) (表)
 特定給食施設栄養定期報告書
 (学校・病院・介護老人保健施設・老人福祉施設・保育所(園)以外のその他の施設用)
 _____年 _____月 _____日
 保健所長 殿

施設名 _____

所在地 〒 _____

電 話 () _____

F A X () _____

施設長名
(施設管理者名) _____ 印

健康増進法施行細則第5条第1項の規定により、_____年度の給食施設及び栄養管理状況を報告します。

1 施設の種類						
児童福祉施設	社会福祉施設	事業所	寄宿舎・寮	矯正施設	自衛隊	
一般給食センター その他 ()						
2 給食対象定員及び平均食数				4 給食担当者		
	定員 (人)	平均食数 (6月中の平均)				氏名
		朝食	昼食	夕食	合計	

入所者、児童等						職種					
デイサービス						5 運営方式					
配食						<input type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 一部委託（委託内容） 献立作成・材料購入・調理・配膳・ 下膳・食器洗浄・施設外調理・その他（ ） <input type="checkbox"/> 全部委託					
合計											
職員食											
3 給食従事者数（人）											
		管理栄養士	栄養士	調理師	調理員	その他					
直営	常勤					委託会社名（直営以外は記入）					
	非常勤										
委託	常勤					6 給食材料費（1人1日当たりの費用）					
	非常勤										
計						円					

7 栄養管理等に関する会議		
実施回数	あり（頻度： 回／年） なし	（ありの場合記入） 会議の名称：
構成メンバー	管理者 医師 管理栄養士・栄養士 調理師・調理員 看護師 薬剤師 介護職員 給食利用者 その他（ ）	
8 危機管理への対応（非常時・食中毒発生時）		
マニュアル	あり（非常時・食中毒発生時） なし	
非常用食料等の備蓄	あり・なし	（ありの場合記入） 非常用献立 あり・なし 備蓄食数 （ ）人分×（ ）日分 備蓄水分 あり・なし 備蓄場所 厨房内・防災保管庫・その他（ ）
他施設との連携	あり・なし	

（裏面の記入もお願いします。）
施設名： _____

9 栄養管理状況														
		(1)給与栄養量（1人1日当たり）								(2)栄養比率				
栄養素等	エネルギー	たんぱく質	脂質	カルシウム	鉄	ビタミン				食塩相当量	食物繊維	たんぱく質エネルギー比	脂質エネルギー比	炭水化物エネルギー比
						A	B ₁	B ₂	C					
単位	kcal	g	g	mg	mg	μg RE	mg	mg	mg	g	g	(%)	(%)	(%)
目標量														

給与量					
(3)給与食品量（1人1日当たり）					
食 品 群		食品構成に 基づく基準 量(g)	食品群別給 与量 (g)	食 品 群	
				食品構成に 基づく基準 量(g)	食品群別 給与量 (g)
穀 類	米			藻類	
	その他の穀類			魚介類	
いも類				肉類	
砂糖及び甘味料				卵類	
豆類				乳類	
種実類				油脂類	
野菜 類	緑黄色野菜			菓子類	
	その他の野菜			調味料及び香辛料類	
果実類				調理加工品類	
きのこ類					

10 身体状況の把握			11 食物アレルギーへの対応	
(1)把握の頻度	身長	把握 回/年	個別対応	あり・なし
	体重	把握 回/年		
測定月：	年 月	施設全体の割合（%）		(ありの場合の対応方法) 除去 代替 その他（ ）
対象者数（人）				
肥 満（人）		%		
や せ（人）		%		
(2)肥満及びやせの者に対する対策の有無	あり・なし	(ありの場合の内容)	マニュアル	あり・なし

【備考】

【作成者】	所属：	氏名：
	職種： 管理栄養士 栄養士 調理師 調理員 その他（ ）	

第6号様式を次のように改める。

第6号様式（第6条関係）

特定給食施設栄養指導票

年 月 日

所在地 -----

施設名 -----

保健所名 -----

設置者名 ----- 殿

栄養指導員名 ----- 印

健康増進法施行細則第6条の規定により、下記の通り指導します。指導事項については、今後改善に努め

てください。

記

	項 目	評 価
A 運 営 管 理	1 組織図があり、責任体制、役割や業務分担が明確である。	A B C
	2 栄養管理委員会を設置し、定期的実施している。	A B C
	3 栄養管理委員会の構成員は施設管理者、管理栄養士・栄養士のほか、他部門の職員となっている。	A B C
	4 給食材料の管理が適切に行われている。	A B C
	5 給食業務従事者が定期的に研修に参加している。	A B C
	6 委託契約書の有無（委託の場合のみ）	A C
B 栄 養 管 理 及 び 栄 養 教 育	7 定期的に利用者の身体状況や栄養状態を把握し、給与栄養目標量に対する給与栄養量の評価をしている。	A B C
	8 食糧構成に基づいて給食を提供している。	A B C
	9 予定及び実施献立表が整備されており、施設長の決裁を受けている。	A B C
	10 献立表（作業指示書）を作成し、その指示書に従った作業を実施している。	A B C
	11 検食が実施され、評価が役立てられている。	A B C
	12 喫食状況確認、嗜好調査を実施し、献立へ反映している。	A B C
	13 栄養管理計画を作成し、その評価を行っている。 ※学校及び保育所（園）除く	A B C
	14 食物アレルギー対応マニュアルが作成され、体制が整備されている。	A B C
	15 献立表の掲示等を行い、健康・栄養に関する情報提供をしている。	A B C
	16 栄養定期報告書が期限内に提出されている。	A B C
C 衛 生 管 理	17 給食業務従事者の衛生保持がなされている。（検便、モーニングチェック等）	A B C
	18 給食業務従事者専用トイレがある。	A C
	19 給食施設について、定期的な清掃等により、衛生的に維持されている。	A B C
	20 食器・器具類の消毒、保管が適切に行われている。	A B C
	21 機械器具類が整備され、調理に支障がない。	A B C
	22 保存食が適切に保管されている。	A B C
	23 食事の盛付け、配膳が適切にされている。	A B C
	24 適温給食について配慮がされている。	A C
D 危 機 管 理	25 食中毒発生時対応マニュアルが作成され、体制が整備されている。	A B C
	26 非常時等の危機管理マニュアルが作成され、体制が整備されている。 ※学校及び保育所（園）除く	A B C
	27 非常用食料等を計画的に備蓄し、保管場所が明確で適正に管理されている。 ※学校及び保育所（園）除く	A B C

【特記事項】（指導内容の詳細等を記載）

受領者名 _____

特定給食施設栄養指導票（保健所控え）

年 月 日

所在地 _____

施設名 _____

保健所名 _____

設置者名 _____ 殿

栄養指導員名 _____ 印

健康増進法施行細則第6条の規定により、上記施設を指導しました。その結果は、下記のとおりでした。
記

	項 目	評 価
A 運 営 管 理	1 組織図があり、責任体制、役割や業務分担が明確である。	A B C
	2 栄養管理委員会を設置し、定期的実施している。	A B C
	3 栄養管理委員会の構成員は施設管理者、管理栄養士・栄養士のほか、他部門の職員となっている。	A B C
	4 給食材料の管理が適切に行われている。	A B C
	5 給食業務従事者が定期的に研修に参加している。	A B C
	6 委託契約書の有無（委託の場合のみ）	A C
B 栄 養 管 理 及 び 栄 養 教 育	7 定期的に利用者の身体状況や栄養状態を把握し、給与栄養目標量に対する給与栄養量の評価をしている。	A B C
	8 食糧構成に基づいて給食を提供している。	A B C
	9 予定及び実施献立表が整備されており、施設長の決裁を受けている。	A B C
	10 献立表（作業指示書）を作成し、その指示書に従った作業を実施している。	A B C
	11 検食が実施され、評価が役立てられている。	A B C
	12 喫食状況確認、嗜好調査を実施し、献立へ反映している。	A B C
	13 栄養管理計画を作成し、その評価を行っている。 ※学校及び保育所（園）除く	A B C
	14 食物アレルギー対応マニュアルが作成され、体制が整備されている。	A B C
	15 献立表の掲示等を行い、健康・栄養に関する情報提供をしている。	A B C
	16 栄養定期報告書が期限内に提出されている。	A B C
C 衛 生 管 理	17 給食業務従事者の衛生保持がなされている。（検便、モーニングチェック等）	A B C
	18 給食業務従事者専用トイレがある。	A C
	19 給食施設について、定期的な清掃等により、衛生的に維持されている。	A B C
	20 食器・器具類の消毒、保管が適切に行われている。	A B C
	21 機械器具類が整備され、調理に支障がない。	A B C
	22 保存食が適切に保管されている。	A B C
	23 食事の盛付け、配膳が適切にされている。	A B C

	24 適温給食について配慮がされている。	A C
D	25 食中毒発生時対応マニュアルが作成され、体制が整備されている。	A B C
危機管理	26 非常時等の危機管理マニュアルが作成され、体制が整備されている。 ※学校及び保育所（園）除く	A B C
	27 非常用食料等を計画的に備蓄し、保管場所が明確で適正に管理されている。 ※学校及び保育所（園）除く	A B C

【特記事項】（指導内容の詳細等を記載）

受領者名 _____

第7号様式を削る。

第8号様式中「第8条関係」を「第7条関係」に改め、同様式を第7号様式とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に、この規則による改正前の健康増進法施行細則の規定によりなされた届出及び報告は、それぞれこの規則による改正後の健康増進法施行細則の相当規定によりなされた届出及び報告とみなす。

森林組合及び森林組合連合会の報告等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第4号

森林組合及び森林組合連合会の報告等に関する規則の一部を改正する規則

森林組合及び森林組合連合会の報告等に関する規則（昭和49年沖縄県規則第32号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「第52条（）」を「第60条第2項（法第100条第2項及び）」に改める。

第6条第1号中「第51条（）」を「第59条第2項（法第100条第2項及び）」に改め、同条第2号中「第57条第1項（）」を「第52条第1項（法第100条第2項及び）」に改める。

第10条第1項中「及び法第109条第5項」を削り、「含む。）」の次に「及び法第108条の2第2項」を加え、同条第2項中「及び法第109条第5項」を削り、「含む。）」の次に「並びに法第108条の2第1項第3号、第4号、第6号及び第7号並びに同条第4項第3号」を加える。

第11条第1項中「次に掲げる総会」を「法第90条（法第100条第4項及び法第109条第5項において準用する場合を含む。）に規定する総会の」に改め、同項各号を削る。

第7号様式中「第51条（第109条において準用する同法第51条）（森林組合法第57条第1項（第109条において準用する同法第57条第1項））」を「第59条第2項（第100条第2項及び第109条第3項において準用する同法第59条第2項）（森林組合法第52条第1項（第100条第2項及び第109条第3項において準用する同法第52条第1項））」に改める。

第10号様式中「森林組合法第61条第2項」の次に「（第100条第2項）」を加える。

第12号様式中「（第100条第4項及び第109条第5項において準用する同法第83条第2項）」を「（第100条第4項において準用する同法第83条第2項、第108条の2第2項）」に改める。

第13号様式中「（第100条第4項及び第109条第5項において準用する同法第83条第1項第3号（第1項第4号、第4項））」を「（第100条第4項において準用する同法第83条第1項第3号（第1項第4号、第4項）、第108条の2第1項第3号（第4号、第6号、第7号）、第108条の2第4項第3号）」に改める。

第14号様式、第15号様式及び第16号様式中「第89条（第91条）」を「第90条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

沖縄県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成27年 3月 6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第5号

沖縄県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第64号）の一部を次のように改正する。

別表第1 沖縄県立具志川職業能力開発校の項中

「

メディア・アート科	1年	10
-----------	----	----

」を「

メディア・アート科	1年	25
-----------	----	----

」に改める。

別表第2 沖縄県立具志川職業能力開発校の項中

「

メディア・アート科	1年	20
情報システム科	1年	20

」を「

情報システム科	1年	20
---------	----	----

」に改める。

附 則

この規則は、平成27年 4月 1日から施行する。

告 示

沖縄県告示第126号

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第7号に規定する指定地方公共機関を次のとおり指定した。

平成27年 3月 6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

指定地方公共機関の名称	指定年月日
公益社団法人北部地区医師会（施設の名称 公益社団法人北部地区医師会北部地区医師会病院）	平成27年 2月 23日

沖縄県告示第127号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成27年 3月 6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 土地改良区の名称 嵐山南部土地改良区
- 2 認可年月日 平成27年 2月 26日

沖縄県告示第128号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成27年 3月 6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 土地改良区の名称 石垣島土地改良区
- 2 認可年月日 平成26年 6月 2日

沖縄県告示第129号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり嵐山南部土地改良区から役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成27年3月6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 就任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	玉里勝三	名護市字呉我419番地 1
理事	當真正秀	名護市字古我知150番地 2
理事	仲里武和	名護市字我部祖河1149番地
理事	新城金雄	名護市字我部祖河345番地
理事	宮城研二	名護市字古我知321番地
理事	松田清治	名護市字古我知394番地
理事	玉城栄次郎	名護市字呉我593番地
理事	大城正信	名護市字呉我185番地
理事	高里登	名護市字呉我184番地
理事	玉里丈二	名護市字呉我78番地
監事	上間秀清	名護市字我部祖河367番地
監事	金城秀雄	名護市字古我知87番地 2
監事	山里直	名護市字呉我517番地 1

任期 平成27年1月15日から平成31年1月14日まで

2 退任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	玉里勝三	名護市字呉我419番地 1
理事	當真正秀	名護市字古我知150番地 2
理事	仲里武和	名護市字我部祖河1149番地
理事	新城金雄	名護市字我部祖河345番地
理事	仲宗根正男	名護市字我部祖河628番地
理事	松田清治	名護市字古我知394番地
理事	屋比久清喜	名護市字古我知341番地
理事	玉城栄次郎	名護市字呉我593番地
理事	大城正信	名護市字呉我185番地
理事	高里登	名護市字呉我184番地
監事	上間秀清	名護市字我部祖河367番地

監事	金城秀雄	名護市字古我知87番地 2
監事	金城吉松	名護市字呉我86番地

沖縄県告示第130号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号の規定により、次のとおり土地改良区が解散した。

平成27年 3月 6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 土地改良区の名称 長浜原土地改良区
- 2 解散認可年月日 平成27年 2月25日

沖縄県告示第131号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、次のとおり東村高江土地改良区から清算人が退任した旨の届出があった。

平成27年 3月 6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

氏名	住所
西銘清	東村字高江39番地10
西銘晃	東村字高江39番地
金城正恒	東村字高江85番地23
渡久地政久	東村字高江39番地12
仲嶺久美子	東村字高江83番地34

沖縄県告示第132号

次に掲げる告示は、廃止する。

平成27年 3月 6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 沖縄県人工礁漁場管理規程（平成8年沖縄県告示第704号）
- 2 沖縄県増殖場管理規程（平成8年沖縄県告示第705号）
- 3 沖縄県養殖場管理規程（平成8年沖縄県告示第706号）

沖縄県告示第133号

沖縄県国際物流拠点産業集積地域用地分譲規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成27年 3月 6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県国際物流拠点産業集積地域用地分譲規程の一部を改正する告示

沖縄県国際物流拠点産業集積地域用地分譲規程（平成11年沖縄県告示第575号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第42条の規定により指定された」を「第42条第1項に規定する提出国際物流拠点産業集積計画に定められた同法第41条第2項第2号に規定する」に改める。

附 則

この告示は、平成27年3月6日から施行し、改正後の沖縄県国際物流拠点産業集積地域用地分譲規程の規定は、平成26年4月1日から適用する。

沖縄県告示第134号

沖縄県国際物流拠点産業集積地域用地買取条件付貸付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成27年3月6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県国際物流拠点産業集積地域用地買取条件付貸付規程の一部を改正する告示

沖縄県国際物流拠点産業集積地域用地買取条件付貸付規程（平成15年沖縄県告示第679号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第42条の規定により指定された」を「第42条第1項に規定する提出国際物流拠点産業集積計画に定められた同法第41条第2項第2号に規定する」に改める。

附 則

この告示は、平成27年3月6日から施行する。

沖縄県告示第135号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県八重山土木事務所において、平成27年3月6日から同月19日まで一般の縦覧に供する。

平成27年3月6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 平野伊原間線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	石垣市字平久保513番から 石垣市字平久保513番まで	13.9m ～ 15.7m	150.3m
新	石垣市字平久保513番から 石垣市字平久保513番まで	14.5m ～ 16.2m	150.3m

沖縄県告示第136号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県中部土木事務所において、平成27年3月6日から同月19日まで一般の縦覧に供する。

平成27年3月6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 路線名 沖縄環状線
- 2 供用開始の区間 北中城村字比嘉641番2から北中城村字比嘉427番1まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月6日

沖縄県告示第137号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県八重山土木事務所において、平成27年3月6日

日から同月19日まで一般の縦覧に供する。

平成27年 3月 6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 路線名 平野伊原間線
- 2 供用開始の区間 石垣市字平久保513番から石垣市字平久保513番まで
- 3 供用開始の期日 平成27年 3月 6日

沖縄県告示第138号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄防衛局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成27年 3月 6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公共測量を実施する地域 北谷町字大村
- 2 公共測量を実施する期間 平成26年12月26日から平成27年 3月31日まで
- 3 作業種類 公共測量（境界測量）

沖縄県告示第139号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成27年 3月 6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 起業者の名称 与那原町
- 2 事業の種類 大綱曳倉庫・作業場整備事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 沖縄県島尻郡与那原町字与那原阿知利原地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

大綱曳倉庫・作業場整備事業（以下「本件事業」という。）は、地方公共団体である与那原町が事業主体となって、起業地内に、大綱製作のための作業場、保管庫、駐車場及び緑地を整備する事業であるところ、これらの施設は法第3条第32号に定める地方公共団体が設置する公共の用に供する施設に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると認められる。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

与那原町は、本件事業を施行する権能を有する主体であり、本件事業の実施に必要な財政措置を講じていることから、法第20条第2号への要件を充足すると判断される。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると認められる。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 事業の施行により得られる公共の利益について

与那原町では、毎年旧暦6月26日直後の日曜日に与那原町大綱曳を行っている。与那原町大綱曳は、440年余前から農耕儀礼として行われている与那原町の一大伝統行事であり、地域住民の融和と団結を図る上で重要な祭りである。与那原町大綱曳の当日に使用する大綱は、各地域で分担して製作してきたが、近年、大綱の製作作業に参加する若者が減少していることから、綱作りの技術及び伝統文化の継承の途絶が懸念されている。また、与那原町は新興住宅地である東浜地区等の平野部が低海拔地域となっていることから、津波等の緊急災害時に備え、避難場所の整備が急務となっている。

本件事業は、このような状況に対応するため、第4次与那原町総合計画に基づき計画されたものであり、大綱製作のための作業場、保管庫等を整備するものである。本件事業の実施により、各地域毎で分担していた綱作りを町民一体で行えることに加え、町内の小中学生が授業等で綱作り体験を行う

ことが可能となることから、綱作りの技術並びに伝統文化の継承及び発展に寄与する。また、大綱の実物の展示や観光客等が通年で綱作り体験をすることができることから、観光産業の振興に資するほか、現在策定中の与那原町防災計画に基づき津波等の緊急災害時には避難場所としても機能するものであり、住民の安全性の向上に資する。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 事業の施行によって失われる利益について

本件事業に係る起業地内に、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に規定された周知の埋蔵文化財や絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に規定された動植物は確認されていないが、確認された場合には各関係部署と十分な調整を行うとともに、各関連法に基づき適切な措置を講ずるとしていることから、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業の起業地の選定に当たっては、社会的観点、経済的観点及び技術的観点から3案を比較検討した結果、最も合理的な案を採用している。

よって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められ、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

前述のとおり、与那原町では大綱等を製作する作業に参加する若者の減少に伴い、与那原町大綱曳ひきに係る伝統文化の継承が課題となっている。また、与那原町の平野部は低海拔地域であることから避難場所の整備は急務の課題であり、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全ての土地が本件事業の用に半永久的に供されるものであることから、収用とすることに合理性があると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められ、法第20条第4号の要件を充足すると認められる。

(5) 結論

以上のことから、本件事業は、法第20条各号の要件を全て満たしているので、事業の認定を行うものである。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所 与那原町企画観光課

沖縄県告示第140号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成8年沖縄県告示第57号で認可した那覇広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成27年3月6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 施行者の名称 那覇市

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 那覇広域都市計画道路事業

(2) 名称 3・3・那17号石嶺線

3 事業施行期間 平成8年1月19日から平成30年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分 平成8年沖縄県告示第57号、平成15年沖縄県告示第284号及び平成24年沖縄県告示第176号の事業地のうち那覇市首里石嶺町1丁目及び首里石嶺町2丁目地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分 なし

5 変更の内容 事業施行期間及び事業地の変更

沖縄県告示第141号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成12年沖縄県告示第551号で認可した名護都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成27年 3月 6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施行者の名称 名護市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 名護都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・6・18号山手線
- 3 事業施行期間 平成12年 7月14日から平成28年 3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

沖縄県告示第142号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成24年沖縄県告示第323号で認可した名護都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成27年 3月 6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施行者の名称 名護市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 名護都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・6・名6号大宮小校前線
- 3 事業施行期間 平成24年 6月 1日から平成28年 3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部県民生活課において、平成27年 4月19日まで縦覧に供する。

平成27年 3月 6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 申請のあった年月日 平成27年 2月20日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ライフサポートてだこ
- 3 代表者の氏名 友寄利津子
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県浦添市宮城三丁目13番12号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、沖縄県浦添市を活動の拠点とし、高齢者や障害者・児とその家族、または、一般市民に対して介護・福祉系サービスを提供する事業やまちづくりに関する様々な活動を通して、地域共同体の発展と個人の幸福に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部県民生活課において、平成27年4月22日まで縦覧に供する。
平成27年3月6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 申請のあった年月日 平成27年2月23日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人オーロラ自由会議
- 3 代表者の氏名 遠藤京子
- 4 主たる事務所の所在地 東京都目黒区目黒本町三丁目19番3号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、既存の市場に生活を委ねることから脱して、安全な農作物、住宅、生活用品の供給者、衡平な（釣り合いのとれた）関係のもとで貿易をなす人々との交流を深め、人間をはじめ生態系全般に害を及ぼさない環境の保全、回復に努めつつ、そのために必要な情報を収集、発信し、それらを自らの生活に活用していけるようなシステムの実現に取り組む。さらに、誰もが十分な医療情報、保健情報を享受できるような社会を目指すとともに、戦争や核に反対する平和活動や国際交流活動を推進する。人間としての尊厳を失わず、その人らしさを尊重した老後を過ごすことを基本に据え、介護保険に基づいた日常生活の支援を多角的に行っていく。これらの諸活動を通じて、差別、抑圧のない世界を創り出してゆくことを目的とする。

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、平成27年度前期及び随時実施の技能検定を次のとおり実施する。

平成27年3月6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 前期実施

(1) 技能検定の実施職種（作業）

- ア 1級及び2級 園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業及びマシニングセンタ作業）、建築板金（内外装板金作業及びダクト板金作業）、工場板金（打出し板金作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）、家具製作（家具手加工作業及びびいす張り作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、印刷（オフセット印刷作業）、石材施工（石張り作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、ブロック建築（コンクリートブロック工事作業）、タイル張り（タイル張り作業）、畳製作（畳製作作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業及びFRP防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業及びボード仕上げ工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、表装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業及び金属塗装作業）、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）、写真（肖像写真デジタル作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）
- イ 3級 園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業及びマシニングセンタ作業）、機械検査（機械検査作業）、建築大工（大工工事作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、写真（肖像写真作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）
- ウ 単一等級 路面標示施工（溶融ペイントハンドマーカース工事作業）、塗料調色（調色作業）及び産業洗浄（高圧洗浄作業）

(2) 技能検定の実施期日及び実施場所

区分	実施期日	実施場所
実技試験	1 平成27年6月3日（水曜日）から同年9月8日（火曜日）までの間において沖縄県職業能力開発協会が指定する日に行う。 2 統一実施 (1) 平成27年8月30日（日曜日）に実施する職種	受検者宛てに、沖縄県職業能力開発協会から通知する。

	機械加工（1級及び2級ペーパーテスト）及び建設機械整備（1級及び2級ペーパーテスト）	
学科試験	1 平成27年7月19日（日曜日）に実施する職種（写真職種を除く3級） 園芸装飾、機械加工、機械検査、とび、造園、建築大工、左官及びフラワー装飾 2 平成27年8月23日（日曜日）に実施する職種 造園、サッシ施工、塗装、産業洗浄、とび及び防水施工 3 平成27年8月30日（日曜日）に実施する職種 機械加工、建設機械整備、内装仕上げ施工、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、印刷、左官、畳製作及び広告美術仕上げ 4 平成27年9月2日（水曜日）に実施する職種 写真 5 平成27年9月6日（日曜日）に実施する職種 園芸装飾、電気機器組立て、石材施工、タイル張り、熱絶縁施工、表装、建築板金、工場板金、ブロック建築、路面標示施工、塗料調色及びフラワー装飾	受検者宛てに、沖縄県職業能力開発協会から通知する。
合格発表	1 写真職種を除く3級 平成27年8月28日（金曜日） 2 その他の級及び3級写真職種 平成27年10月2日（金曜日）	

(3) 受検手続 技能検定受検申請書を平成27年4月6日（月曜日）から同月17日（金曜日）までに沖縄県職業能力開発協会（那覇市西3丁目14番1号）に提出すること。

2 随時実施

(1) 技能検定の実施職種（作業） 3級、基礎1級及び基礎2級

さく井（パーカッション式さく井工事作業及びロータリー式さく井工事作業）、鋳造（鋳鉄鋳物鋳造作業及び非鉄金属鋳物鋳造作業）、鍛造（ハンマ型鍛造作業及びプレス型鍛造作業）、機械加工（普通旋盤作業及びフライス盤作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金（ダクト板金作業）、工場板金（機械板金作業）、めっき（電気めっき作業及び溶融亜鉛めっき作業）、アルミニウム陽極酸化処理（陽極酸化処理作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、ダイカスト（ホットチャンバダイカスト作業及びコールドチャンバダイカスト作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業及び回転電機巻線製作作業）、プリント配線板製造（プリント配線板設計作業及びプリント配線板製造作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、染色（糸浸染作業及び織物・ニット浸染作業）、ニット製品製造（丸編みニット製造作業及び靴下製造作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服製造作業）、紳士服製造（紳士既製服製造作業）、寝具製作（寝具製作作業）、帆布製品製造（帆布製品製造作業）、布はく縫製（ワイシャツ製造作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、紙器・段ボール箱製造（印刷箱打抜き作業、印刷箱製箱作業、貼箱製造作業及び段ボール箱製造作業）、印刷（オフセット印刷作業）、製本（製本作業）、プラスチック成形（圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成形作業及びブロー成形作業）、強化プラスチック成形（手積み積層成形作業）、石材施工（石材加工作業及び石張り作業）、パン製造（パン製造作業）、ハム・ソーセージ・ベーコン製造（ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業）、水産練り製品製造（かまぼこ製品製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、タイル張り（タイル張り作業）、配管（建築配管作業及びプラント配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（シーリング防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業及びカーテン工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、ウェルポイント施工（ウェルポイント工事作業）、表装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業及び噴霧塗装作業）及び工業包装（工業包装作業）

注 随時実施に掲げる職種のうち3級の試験については、当該職種に係る基礎1級又は基礎2級に合格した者に限り、受けることができるものとする。

(2) 技能検定の実施期日等

ア 実施期日 平成27年4月1日（水曜日）から平成28年3月31日（木曜日）までの間において、沖縄県職業能力開発協会が指定する日に行う。

イ 受付期間 沖縄県職業能力開発協会において随時受け付ける。

ウ 実施場所 別途沖縄県職業能力開発協会から通知する。

- 3 その他 詳細については、沖縄県商工労働部労働政策課（電話番号098-866-2366）又は沖縄県職業能力開発協会（電話番号098-862-4278）に問い合わせること。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

平成27年3月6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 (1) 処分をした年月日 平成26年5月23日
(2) 商号名 株式会社建山
(3) 代表者名 崎山武
(4) 所在地 宜野湾市真栄原三丁目19番12号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-24）第12099号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成26年4月23日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成26年5月23日
(2) 商号名 合資会社三倉工業
(3) 代表者名 中村敏宏
(4) 所在地 豊見城市字名嘉地259番地23
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-21）第973号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成26年5月7日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成26年5月23日
(2) 商号名 株式会社白石
(3) 代表者名 白石武之
(4) 所在地 那覇市西1丁目19番1号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-25）第9418号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち土工工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成26年5月8日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成26年5月23日
(2) 商号名 有限会社丸栄組
(3) 代表者名 城間茂雄
(4) 所在地 那覇市与儀2丁目9番2号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-24）第1759号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成26年5月9日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 5 (1) 処分をした年月日 平成26年5月23日
(2) 商号名 宏和建设株式会社
(3) 代表者名 富山宏文

- (4) 所在地 うるま市喜仲三丁目26番1号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-22)第11762号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成26年5月9日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 平成26年6月19日
- (2) 商号名 翔環境建設株式会社
- (3) 代表者名 知名勝治
- (4) 所在地 うるま市字具志川2716番地1
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-24)第12072号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業及び管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成26年5月28日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業及び管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 平成26年6月19日
- (2) 商号名 沖縄岩谷産業株式会社
- (3) 代表者名 太田英雄
- (4) 所在地 那覇市久茂地2丁目15番10号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-26)第9625号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成26年6月3日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 平成26年6月19日
- (2) 商号名 株式会社富浜プラント
- (3) 代表者名 佐藤圭一
- (4) 所在地 国頭郡宜野座村字宜野座663番地11
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-25)第12281号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成26年6月3日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 平成26年6月19日
- (2) 商号名 株式会社北盛建設
- (3) 代表者名 北谷清盛
- (4) 所在地 那覇市宇栄原4丁目6番22号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-24)第7503号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち左官工事業、屋根工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成26年6月5日付けで、建設業法第12条に基づき左官工事業、屋根工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 平成26年6月19日
- (2) 商号名 株式会社丸高電気工事
- (3) 代表者名 大西英彦
- (4) 所在地 沖縄市高原二丁目3番2号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-26)第232号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち土工事業、とび・土工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装

工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(7) 処分の原因となった事実 平成26年6月6日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。

11(1) 処分をした年月日 平成26年6月19日

(2) 商号名 株式会社創建設

(3) 代表者名 西里武

(4) 所在地 豊見城市字高嶺77番地

(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-21)第4968号

(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し

(7) 処分の原因となった事実 平成26年6月6日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

12(1) 処分をした年月日 平成26年6月19日

(2) 商号名 安岡建設株式会社

(3) 代表者名 大村光昭

(4) 所在地 那覇市首里末吉町1丁目165番地21

(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-24)第5214号

(6) 処分の内容 許可した業種のうち左官工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する特定建設業の許可の取消し

(7) 処分の原因となった事実 平成26年6月6日付けで、建設業法第12条に基づき左官工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があった。

13(1) 処分をした年月日 平成26年6月19日

(2) 商号名 株式会社アイ・シー・エス

(3) 代表者名 上間誠

(4) 所在地 宜野湾市字宇地泊558番地18

(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-25)第12397号

(6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業及び消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(7) 処分の原因となった事実 平成26年6月6日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業及び消防施設工事業を廃止した旨の届出があった。

14(1) 処分をした年月日 平成26年6月19日

(2) 商号名 株式会社アドスタッフ博報堂

(3) 代表者名 山里正光

(4) 所在地 那覇市久茂地3丁目17番5号

(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-21)第10767号

(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し

(7) 処分の原因となった事実 平成26年6月10日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

15(1) 処分をした年月日 平成26年7月2日

(2) 商号名 長間建設

(3) 代表者名 長間正市

(4) 所在地 那覇市首里石嶺町3丁目57番4号

(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-22)第3667号

(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し

(7) 処分の原因となった事実 平成26年6月17日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

16(1) 処分をした年月日 平成26年7月2日

(2) 商号名 丸秀建設工業

(3) 代表者名 當銘清秀

- (4) 所在地 豊見城市字金良307番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-22）第10976号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成26年 6月17日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 17(1) 処分をした年月日 平成26年 7月 2日
(2) 商号名 功工業
(3) 代表者名 嘉陽功
(4) 所在地 名護市字宇茂佐1493番地 7
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-25）第11466号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成26年 6月20日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 18(1) 処分をした年月日 平成26年 7月14日
(2) 商号名 有限会社運天組
(3) 代表者名 上運天景邑
(4) 所在地 国頭郡国頭村字辺土名2039番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-22）第254号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成26年 6月24日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 19(1) 処分をした年月日 平成26年 7月14日
(2) 商号名 有限会社結ゆい
(3) 代表者名 村濱興文
(4) 所在地 那覇市久米 1丁目15番11号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-22）第11778号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成26年 6月24日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 20(1) 処分をした年月日 平成26年 7月14日
(2) 商号名 有限会社大倫産業
(3) 代表者名 砂川広一
(4) 所在地 宮古島市平良字下里1562番地 2
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-22）第7568号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成26年 6月26日付けで、建設業法第12条に基づき造園工事業を廃止した旨の届出があった。
- 21(1) 処分をした年月日 平成26年 7月14日
(2) 商号名 有限会社岸本土建
(3) 代表者名 外間文代
(4) 所在地 名護市字屋部373番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-23）第4695号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成26年 6月27日付けで、建設業法第12条に基づき大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があった。
- 22(1) 処分をした年月日 平成26年 7月14日
(2) 商号名 株式会社名建産業
(3) 代表者名 真謝孝正

- (4) 所在地 那覇市曙2丁目14番12号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-21)第3131号、沖縄県知事 許可(般-21)第3131号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成26年6月30日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 23(1) 処分をした年月日 平成26年7月14日
(2) 商号名 有限会社山一開発
(3) 代表者名 山田善一
(4) 所在地 那覇市首里鳥堀町4丁目23番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-24)第6984号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち造園工事業に関する特定建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成26年7月1日付けで、建設業法第12条に基づき造園工事業を廃止した旨の届出があった。
- 24(1) 処分をした年月日 平成26年7月14日
(2) 商号名 有限会社ダイケン建設
(3) 代表者名 下地幸子
(4) 所在地 宮古島市城辺字比嘉1039番地1
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-22)第6447号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成26年7月3日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 25(1) 処分をした年月日 平成26年7月14日
(2) 商号名 有限会社世樹建設
(3) 代表者名 仲川佳樹
(4) 所在地 島尻郡伊平屋村字島尻1982番地15
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-23)第7654号、沖縄県知事 許可(般-23)第7654号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成26年7月4日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 26(1) 処分をした年月日 平成26年7月22日
(2) 商号名 有限会社とよむ建設
(3) 代表者名 當眞孝
(4) 所在地 中頭郡中城村字奥間207番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-25)第10556号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成26年7月7日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 27(1) 処分をした年月日 平成26年7月22日
(2) 商号名 有限会社テドコン建設
(3) 代表者名 手登根正枝
(4) 所在地 宮古島市伊良部字国仲86番地7
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-23)第100号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成26年7月11日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 28(1) 処分をした年月日 平成26年7月28日
(2) 商号名 中部緑化土木株式会社
(3) 代表者名 山川伸幸
(4) 所在地 中頭郡北谷町字上勢頭792番地

- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-22) 第3970号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成26年 7月15日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業を廃止した旨の届出があった。
- 29(1) 処分をした年月日 平成26年 8月 4日
(2) 商号名 株式会社朝日
(3) 代表者名 朝日睦雄
(4) 所在地 糸満市字阿波根545番地 5
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-24) 第4874号、沖縄県知事 許可(般-24) 第4874号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業に関する特定建設業及び鋼構造物工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成26年 7月24日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業及び鋼構造物工事業を廃止した旨の届出があった。
- 30(1) 処分をした年月日 平成26年 8月15日
(2) 商号名 有限会社東邦建設
(3) 代表者名 玉城晃宏
(4) 所在地 名護市字数久田633番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-23) 第3144号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業及び造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成26年 7月28日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業及び造園工事業を廃止した旨の届出があった。
- 31(1) 処分をした年月日 平成26年 8月15日
(2) 商号名 有限会社琉球地建
(3) 代表者名 森山厚
(4) 所在地 那覇市曙 1丁目16番34号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-21) 第11634号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成26年 7月31日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 32(1) 処分をした年月日 平成26年 8月15日
(2) 商号名 有限会社宮正組
(3) 代表者名 宮城洋子
(4) 所在地 那覇市三原 2丁目26番11号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-22) 第664号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成26年 8月 1日付けで、建設業法第12条に基づき大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があった。
- 33(1) 処分をした年月日 平成26年 8月15日
(2) 商号名 有限会社八重島工務店
(3) 代表者名 上地義武
(4) 所在地 石垣市字新川424番地 2
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-22) 第10973号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成26年 8月 7日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業を廃止した旨の届出があった。

- 34(1) 処分をした年月日 平成26年8月19日
(2) 商号名 有限会社クレストライフ
(3) 代表者名 砂川常秀
(4) 所在地 浦添市港川二丁目12番5
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-24) 第10819号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成26年8月4日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 35(1) 処分をした年月日 平成26年8月27日
(2) 商号名 久高木材株式会社
(3) 代表者名 久高勲
(4) 所在地 那覇市曙3丁目10番1号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-24) 第7848号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成26年8月13日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 36(1) 処分をした年月日 平成26年8月27日
(2) 商号名 有限会社サンワ産業
(3) 代表者名 前門嘉信
(4) 所在地 糸満市字福地176番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-22) 第8710号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成26年8月13日付けで、建設業法第12条に基づき大工工事業を廃止した旨の届出があった。
- 37(1) 処分をした年月日 平成26年8月27日
(2) 商号名 テックサービス株式会社
(3) 代表者名 伊禮徳榮
(4) 所在地 うるま市みどり町五丁目1番5号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-22) 第10564号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業及び管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成26年8月13日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業及び管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 38(1) 処分をした年月日 平成26年9月1日
(2) 商号名 ちゅらしま産業
(3) 代表者名 島袋恵
(4) 所在地 国頭郡本部町字渡久地277番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-25) 第12389号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成26年8月14日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 39(1) 処分をした年月日 平成26年9月5日
(2) 商号名 有限会社山原開発
(3) 代表者名 山城兼辰
(4) 所在地 名護市宮里五丁目8番5号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-23) 第6320号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、防水工事業及び内装仕上工事業に関する特定建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成26年8月20日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、防水工事業及び内装仕上工事業を廃

止した旨の届出があった。

- 40(1) 処分をした年月日 平成26年 9月 5日
(2) 商号名 有限会社大光建設産業
(3) 代表者名 大城千代
(4) 所在地 那覇市字安謝220番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-22)第780号、沖縄県知事 許可(般-22)第780号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業に関する特定建設業及びタイル・れんが・ブロック工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成26年 8月21日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、鋼構造物工事業、内装仕上工事業及びタイル・れんが・ブロック工事業を廃止した旨の届出があった。
- 41(1) 処分をした年月日 平成26年 9月 5日
(2) 商号名 白蟻百十番株式会社
(3) 代表者名 下地晃彦
(4) 所在地 那覇市古島 1丁目23番地 3
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-24)第10320号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成26年 8月28日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 42(1) 処分をした年月日 平成26年 9月 5日
(2) 商号名 株式会社東商会
(3) 代表者名 玉城寛
(4) 所在地 島尻郡南風原町字津嘉山1687番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-22)第5900号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成26年 8月29日付けで、建設業法第12条に基づき左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があった。
- 43(1) 処分をした年月日 平成26年 9月18日
(2) 商号名 たいよう建装
(3) 代表者名 新垣政幸
(4) 所在地 南城市知念字知名1248番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-24)第10460号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成26年 9月 2日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 44(1) 処分をした年月日 平成26年 9月19日
(2) 商号名 末吉園
(3) 代表者名 普天間直利
(4) 所在地 那覇市松島 2丁目 7番40号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-24)第9382号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成26年 9月 3日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 45(1) 処分をした年月日 平成26年 9月29日
(2) 商号名 有限会社原建設工業

- (3) 代表者名 棚原悦子
(4) 所在地 中頭郡中城村字登又181番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-24)第7878号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成26年8月11日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 46(1) 処分をした年月日 平成26年9月29日
(2) 商号名 有限会社丸徳開発
(3) 代表者名 稲福篤
(4) 所在地 中頭郡読谷村字大湾363番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-22)第8146号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成26年8月28日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があった。
- 47(1) 処分をした年月日 平成26年9月29日
(2) 商号名 株式会社アトムホーム
(3) 代表者名 宮平るみ子
(4) 所在地 宜野湾市真志喜一丁目1番3号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-24)第12228号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成26年9月5日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 48(1) 処分をした年月日 平成26年9月29日
(2) 商号名 有限会社山口建設
(3) 代表者名 山口明
(4) 所在地 国頭郡大宜味村字喜如嘉992番地2
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-23)第1411号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成26年9月9日付けで、建設業法第12条に基づき電気工事業を廃止した旨の届出があった。
- 49(1) 処分をした年月日 平成26年9月29日
(2) 商号名 株式会社工友社
(3) 代表者名 奥浜宏
(4) 所在地 那覇市久米1丁目23番7号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-22)第470号、沖縄県知事 許可(般-22)第470号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成26年9月10日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 50(1) 処分をした年月日 平成26年9月29日
(2) 商号名 有限会社新和システム
(3) 代表者名 新城良政
(4) 所在地 石垣市字登野城889番地2
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-22)第6050号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成26年9月10日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 51(1) 処分をした年月日 平成26年9月29日

- (2) 商号名 琉球通信工事株式会社
 - (3) 代表者名 外間元三
 - (4) 所在地 那覇市安里3丁目4番12号
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-22)第818号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうちほ装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成26年9月11日付けで、建設業法第12条に基づきほ装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 52(1) 処分をした年月日 平成26年9月29日
- (2) 商号名 株式会社宮太組
 - (3) 代表者名 宮城功和
 - (4) 所在地 国頭郡大宜味村字塩屋62番地3
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-24)第561号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成26年9月12日付けで、建設業法第12条に基づき造園工事業を廃止した旨の届出があった。
- 53(1) 処分をした年月日 平成26年9月30日
- (2) 商号名 株式会社沖縄ダイケン
 - (3) 代表者名 金城秀雄
 - (4) 所在地 那覇市おもろまち1丁目1番12号
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-24)第8599号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成26年9月12日付けで、建設業法第12条に基づき機械器具設置工事業を廃止した旨の届出があった。
- 54(1) 処分をした年月日 平成26年9月30日
- (2) 商号名 有限会社第一木工
 - (3) 代表者名 仲松末子
 - (4) 所在地 石垣市字大浜479番地17
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-24)第8546号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成26年9月18日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 55(1) 処分をした年月日 平成26年9月30日
- (2) 商号名 株式会社とも建設
 - (3) 代表者名 友利達夫
 - (4) 所在地 沖縄市泡瀬五丁目34番40号
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-25)第12456号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成26年9月19日付けで、建設業法第12条に基づき大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があった。
- 56(1) 処分をした年月日 平成26年10月6日
- (2) 商号名 明鉄筋工業
 - (3) 代表者名 辺土名洋明
 - (4) 所在地 中頭郡北谷町字宮城1番地28
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-21)第11647号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成26年9月11日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 57(1) 処分をした年月日 平成26年10月7日

- (2) 商号名 下地ブロック
(3) 代表者名 下地成人
(4) 所在地 那覇市おもろまち4丁目10番43号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-21) 第11584号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成26年9月16日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 58(1) 処分をした年月日 平成26年10月7日
(2) 商号名 沖縄環境企画株式会社
(3) 代表者名 大城憲和
(4) 所在地 那覇市字仲井真107番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-21) 第5109号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成26年9月17日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業を廃止した旨の届出があった。
- 59(1) 処分をした年月日 平成26年10月7日
(2) 商号名 有限会社三樹開発
(3) 代表者名 棚原豊樹
(4) 所在地 宮古島市平良字下里1190番地3
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-21) 第10794号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成26年9月24日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 60(1) 処分をした年月日 平成26年10月7日
(2) 商号名 有限会社大栄工務店
(3) 代表者名 下地初枝
(4) 所在地 宮古島市平良字東仲宗根483番地1
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-21) 第6181号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成26年9月25日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 61(1) 処分をした年月日 平成26年10月14日
(2) 商号名 衛鉄筋
(3) 代表者名 宮里衛
(4) 所在地 豊見城市字我那覇4番地16
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-26) 第11533号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成26年9月24日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 62(1) 処分をした年月日 平成26年10月14日
(2) 商号名 丸平工務店
(3) 代表者名 平良次雄
(4) 所在地 宜野湾市伊佐三丁目6番32号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-23) 第4675号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成26年9月25日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 63(1) 処分をした年月日 平成26年10月17日
(2) 商号名 久貝鉄筋工業

- (3) 代表者名 久貝誠
(4) 所在地 浦添市勢理客二丁目5番23号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-21)第11717号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成26年10月3日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 64(1) 処分をした年月日 平成26年10月30日
(2) 商号名 株式会社石川電設
(3) 代表者名 石川美保子
(4) 所在地 那覇市首里山川町2丁目61番地33
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-26)第5065号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成26年9月22日付けで、建設業法第12条に基づき消防施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 65(1) 処分をした年月日 平成26年10月30日
(2) 商号名 株式会社郷建設
(3) 代表者名 眞榮城悦子
(4) 所在地 那覇市宇栄原2丁目13番6号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-26)第5313号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち左官工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する特定建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成26年9月25日付けで、建設業法第12条に基づき左官工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があった。
- 66(1) 処分をした年月日 平成26年10月30日
(2) 商号名 株式会社沖縄エジソン
(3) 代表者名 中山淳
(4) 所在地 那覇市字真地369番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-21)第701号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成26年10月6日付けで、建設業法第12条に基づき消防施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 67(1) 処分をした年月日 平成26年10月30日
(2) 商号名 和栄交易株式会社
(3) 代表者名 藏屋実男
(4) 所在地 糸満市字北波平747番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-21)第9810号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成26年10月6日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 68(1) 処分をした年月日 平成26年10月30日
(2) 商号名 有限会社三ツ元
(3) 代表者名 喜屋武元貴
(4) 所在地 中頭郡中城村字南上原714番地1
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-23)第10208号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

- (7) 処分の原因となった事実 平成26年10月6日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 69(1) 処分をした年月日 平成26年10月30日
- (2) 商号名 株式会社金松組
- (3) 代表者名 屋嘉比智美
- (4) 所在地 糸満市字与座412番地111
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-23)第1388号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業及び大工工事業に関する特定建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成26年10月7日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業及び大工工事業を廃止した旨の届出があった。
- 70(1) 処分をした年月日 平成26年10月30日
- (2) 商号名 有限会社テクノ・スタッフ
- (3) 代表者名 宮城清一
- (4) 所在地 沖縄市字登川2590番地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-22)第7273号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成26年10月10日付けで、建設業法第12条に基づき大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があった。
- 71(1) 処分をした年月日 平成26年10月30日
- (2) 商号名 株式会社倉善
- (3) 代表者名 田中善雄
- (4) 所在地 沖縄市桃原一丁目4番16号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-25)第12392号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成26年10月14日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 72(1) 処分をした年月日 平成26年10月30日
- (2) 商号名 株式会社三星建設
- (3) 代表者名 瀬長盛助
- (4) 所在地 豊見城市字豊見城493番地1
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-24)第1195号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成26年10月17日付けで、建設業法第12条に基づき機械器具設置工事業を廃止した旨の届出があった。
- 73(1) 処分をした年月日 平成26年10月30日
- (2) 商号名 有限会社田政組
- (3) 代表者名 田頭政作
- (4) 所在地 八重山郡与那国町字与那国52番地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-23)第333号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成26年10月21日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 74(1) 処分をした年月日 平成26年11月19日
- (2) 商号名 有限会社中央建設
- (3) 代表者名 花城清順
- (4) 所在地 うるま市字昆布1841番地69
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-23)第3211号

- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成26年10月23日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 75(1) 処分をした年月日 平成26年11月19日
(2) 商号名 とも建設
(3) 代表者名 嘉陽田朝章
(4) 所在地 沖縄市松本三丁目9番7号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-22)第9978号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成26年10月23日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 76(1) 処分をした年月日 平成26年11月19日
(2) 商号名 工房沖縄
(3) 代表者名 砂川栄作
(4) 所在地 宮古島市平良字下里44番地1
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-23)第11952号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成26年10月23日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 77(1) 処分をした年月日 平成26年11月19日
(2) 商号名 三協電気工事株式会社
(3) 代表者名 松島寛行
(4) 所在地 那覇市字天久903番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-26)第11526号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する特定建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成26年10月24日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 78(1) 処分をした年月日 平成26年11月19日
(2) 商号名 株式会社トミレディオ
(3) 代表者名 富村弘
(4) 所在地 宜野湾市真志喜三丁目16番23号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-23)第6986号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成26年10月27日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 79(1) 処分をした年月日 平成26年11月19日
(2) 商号名 拓進工業
(3) 代表者名 渡真利学
(4) 所在地 石垣市宇石垣340番地3
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-22)第10912号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成26年10月30日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 80(1) 処分をした年月日 平成26年11月19日
(2) 商号名 有限会社安城建設
(3) 代表者名 大城安弘
(4) 所在地 浦添市勢理客二丁目4番6号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-24)第5314号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装

工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(7) 処分の原因となった事実 平成26年10月31日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。

81(1) 処分をした年月日 平成26年11月19日

(2) 商号名 有限会社リムエンジニアリング

(3) 代表者名 儀保宜彦

(4) 所在地 浦添市内間三丁目18番1号

(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-21)第9832号

(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し

(7) 処分の原因となった事実 平成26年10月31日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

82(1) 処分をした年月日 平成26年11月19日

(2) 商号名 ランドスケープ

(3) 代表者名 多和田真徳

(4) 所在地 宜野湾市志真志一丁目12番3号

(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-22)第11809号

(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し

(7) 処分の原因となった事実 平成26年10月31日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

83(1) 処分をした年月日 平成26年11月19日

(2) 商号名 株式会社翔和建设

(3) 代表者名 上間宗吉

(4) 所在地 宜野湾市我如古四丁目9番21号

(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-24)第7078号、沖縄県知事 許可(般-24)第7078号

(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し

(7) 処分の原因となった事実 平成26年11月4日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

84(1) 処分をした年月日 平成26年11月19日

(2) 商号名 RORE株式会社

(3) 代表者名 古堅裕恵

(4) 所在地 中頭郡北谷町北谷一丁目8番地8

(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-26)第12479号

(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する特定建設業の許可の取消し

(7) 処分の原因となった事実 平成26年11月4日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があった。

85(1) 処分をした年月日 平成26年11月19日

(2) 商号名 有限会社東信電気

(3) 代表者名 喜瀬眞昌

(4) 所在地 うるま市宇高江洲1022番地2

(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-21)第7876号

(6) 処分の内容 許可した業種のうち消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(7) 処分の原因となった事実 平成26年11月7日付けで、建設業法第12条に基づき消防施設工事業を廃止した旨の届出があった。

86(1) 処分をした年月日 平成26年11月25日

(2) 商号名 與那嶺組

- (3) 代表者名 與那嶺朝勇
 (4) 所在地 国頭郡今帰仁村字平敷737番地 4
 (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-23）第9002号
 (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 (7) 処分の原因となった事実 平成26年11月 7日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 87(1) 処分をした年月日 平成26年12月 5日
 (2) 商号名 眞和圧送
 (3) 代表者名 赤嶺眞吉
 (4) 所在地 豊見城市字翁長561番地 1
 (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-25）第10493号
 (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 (7) 処分の原因となった事実 平成26年11月14日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の 2 第 1 項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

平成27年 3月 6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 処分をした年月日 平成27年 1月19日
 2 商号名 株式会社アイベックス
 3 代表者名 加藤茂男
 4 所在地 名護市字豊原224番地 3
 5 許可番号 沖縄県知事 許可（般-23）第12001号
 6 処分の内容 建設業の許可の取消し
 7 処分の原因となった事実 営業所の所在地が確知できないため、建設業法第29条の 2 第 1 項の規定により公告したが、期間内に所在地の申出がなかった。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、那覇広域都市計画区域区分を変更しようとするので、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成27年 3月 6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 区域区分（(仮称)浦西駅周辺地区）
 2 都市計画を変更する土地の区域 浦添市西原六丁目及び前田三丁目
 3 縦覧期間 平成27年 3月 6日から同月20日まで
 4 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課及び浦添市都市建設部都市計画課
 5 意見書の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、中部広域都市計画道路を変更しようとするので、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成27年 3月 6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 3・4・8号沖縄石川線

- 2 都市計画を変更する土地の区域 うるま市字高江洲
- 3 縦覧期間 平成27年3月6日から同月20日まで
- 4 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課及びうるま市都市計画部都市計画課
- 5 意見書の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、中部広域都市計画道路を変更しようとするので、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成27年3月6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 3・2・6号胡屋泡瀬線
- 2 都市計画を変更する土地の区域 沖縄市上地一丁目
- 3 縦覧期間 平成27年3月6日から同月20日まで
- 4 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課及び沖縄市建設部都市整備室
- 5 意見書の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、中部広域都市計画道路を変更しようとするので、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成27年3月6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 3・2・5号県道24号線バイパス
- 2 都市計画を変更する土地の区域 北谷町字吉原
- 3 縦覧期間 平成27年3月6日から同月20日まで
- 4 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課及び北谷町建設経済部都市計画課
- 5 意見書の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、南城都市計画道路を変更しようとするので、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成27年3月6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 3・4・1号南部東道路
- 2 都市計画を変更する土地の区域 南城市大里字高平、大里字仲間、大里字大城、玉城字船越、佐敷字新里、玉城字親慶原、佐敷字佐敷、玉城字垣花及び字つきしろ
- 3 縦覧期間 平成27年3月6日から同月20日まで
- 4 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課及び南城市産業建設部都市建設課
- 5 意見書の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

訓 令

沖縄県訓令第6号

知 事 部 局

労働委員会事務局

沖縄県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年 3月 6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

沖縄県職員安全衛生管理規程（平成19年沖縄県訓令第39号）の一部を次のように改正する。

目次中「第56条」を「第57条」に改める。

第41条第1項中「第5号様式」の次に「又は第5号様式の2」を、「産業医の意見書」の次に「（第5号様式の3又は第5号様式の4）」を加える。

第5号様式の次に次の3様式を加える。

第5号様式の2（第41条関係）

診断書（精神疾患復職用）

氏 名	(男・女)	住 所：
生年月日	年 月 日 (歳)	
病 名		
初 診 年 月 日		
今回の状態悪化要因	<input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 有り [<input type="checkbox"/> 人間関係 <input type="checkbox"/> 業務の内容・質 <input type="checkbox"/> 業務量の過重 <input type="checkbox"/> その他：	
初診から現在までの病状及び治療経過		
現在の病状	(業務に影響を与える症状及び薬の副作用の可能性なども含めて記載して下さい。)	
寛解状態（治癒）に至った時期	年 月	
客観的な指標及び検査年月日 (例：クレペリン検査、HAM-D、他の検査について簡略に記載して下さい。)		
予後及び今後の治療方針	現在の治療内容（処方薬については、薬品名と、量を記載して下さい。)	
就業上の配慮事項		
上記のとおり診断します。 年 月 日		

医師氏名 医療機関名・所在地	印
-------------------	---

第5号様式の3 (第41条関係)

意見書

所属名		職 名		性 別	男・女
氏 名		生年月日	(歳)		
住 所					
復 職 (予 定) 日	年 月 日				
面 接 実 施 日	年 月 日				
復 職 へ の 意 欲					
疾 病 の 管 理 状 況					
生 活 の リ ズ ム (睡眠状況、日中の過ごし方、 疲労回復具合等)					
安 全 な 通 勤 方 法	<input type="checkbox"/> 公共交通機関 <input type="checkbox"/> 自家用車 <input type="checkbox"/> その他：				
復 職 に 関 す る 意 見	(所属長への助言など職場復帰に際して考慮すべきこと。) ・可 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> (理由) ・不可				

年 月 日
 所 属 長 殿

産 業 医

印

第 5号様式の 4 (第41条関係)

意見書 (精神疾患復職用)

所 属 名		職 名	
氏 名 生年月日	(男・女) 昭・平 年 月 日 (歳)	住 所	
復職 (予定) 日	年 月 日	面接実施日	年 月 日
復職への意欲			
疾病の管理状況			
生活のリズム 〔 睡眠状況 日中の過ごし方 疲労回復具合等 〕			
安全な通勤方法	<input type="checkbox"/> 公共交通機関 <input type="checkbox"/> 自家用車 <input type="checkbox"/> その他：		
職務遂行能力の回復状況	<input type="checkbox"/> 遂行可能な状態である。 <input type="checkbox"/> ほぼ遂行可能な状態である。 <input type="checkbox"/> 復職試行・訓練の状態を確認する必要がある。 <input type="checkbox"/> まだ遂行可能な状態になく、治療・療養の継続が必要である。		
就業上の配慮事項	1. 超過勤務 (禁止・制限：復職後 か月頃まで) 2. 出張 (禁止・制限：復職後 か月頃まで) 3. 業務の軽減、又は配置転換の必要性について (必要・不要) 4. 勤務軽減措置制度の活用 (必要・不要) 5. その他、所属長への助言等、職場復帰に際して考慮すべき事項等		
復職に関する意見	1. 復職可 2. 復職不可		
年 月 日 所 属 長 殿	産 業 医 印		

附 則

この訓令は、平成27年 3月 6日から施行する。

教育委員会事項

沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月6日

沖縄県教育委員会

委員長 泉 川 良 範

沖縄県教育委員会規則第1号

沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則

沖縄県教育庁組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条の表総務課の項中「教育企画班」を「教育企画室」に改める。

第4条第21号中「市町村教育委員会に対する一般的指導助言」を「市町村教育委員会の組織及び運営についての助言等」に改め、同条第25号中「総合的企画及び調整」を「総合的企画・調整及び重要な施策の推進」に改める。

第6条の見出し中「事務分掌」を「分掌事務」に改める。

第7条第6号を削り、同条第7号を第6号とし、同条第8号から第16号までを1号ずつ繰り上げる。

第9条第9号を同条第10号とし、同条第8号中「災害共済事務」を「県立学校における災害共済事務」に改め、同号を同条第9号とし、同条第7号を同条第8号とし、同条第6号中「学校職員及び児童・生徒の健康管理」を「県立学校の職員及び児童・生徒の健康診断」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(7) 児童・生徒の健康管理に関すること。

第15条第4項を削る。

第17条の見出し中「教育企画監」を「教育企画室長」に改め、同条の表総務課の項中「教育企画監」を「教育企画室長」に、「教育企画班」を「教育企画室」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職するものとする場合においては、同項に規定する期間中に限り、改正前の第15条第4項の規定は、なおその効力を有する。

公安委員会事項

沖縄県公安委員会規則第3号

沖縄県警察の交番等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月6日

沖縄県公安委員会

沖縄県警察の交番等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則

沖縄県警察の交番等の名称、位置及び所管区を定める規則（昭和47年沖縄県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表与那原警察署の部兼城交番の項の次に次のように加える。

仲程交番	南城市大里字仲間	南城市大里、玉城字愛地、字糸数、字奥武、字志堅原、字當山、字富里、字船越、字堀川、字前川、字屋嘉部
------	----------	---

別表与那原警察署の部仲程駐在所の項及び富里駐在所の項を削り、同表沖縄警察署の部中

中央交番	沖縄市中央一丁目	沖縄市中央一丁目、中央二丁目、
------	----------	-----------------

		中央三丁目、中央四丁目、仲宗根町、胡屋一丁目、住吉一丁目、住吉二丁目、嘉間良一丁目、嘉間良二丁目、嘉間良三丁目、八重島一丁目、八重島二丁目、八重島三丁目、室川一丁目、室川二丁目	を
照屋交番	沖縄市照屋二丁目	沖縄市照屋一丁目、照屋二丁目、照屋三丁目、照屋四丁目、照屋五丁目、安慶田一丁目、安慶田二丁目、安慶田三丁目、安慶田四丁目、宮里一丁目、宮里二丁目、宮里三丁目、宮里四丁目、東一丁目、東二丁目、字美里の一部、美里仲原町	

コザ交番	沖縄市胡屋一丁目	沖縄市安慶田一丁目、安慶田二丁目、安慶田三丁目、安慶田四丁目、照屋一丁目、照屋二丁目、照屋三丁目、照屋四丁目、照屋五丁目、仲宗根町、嘉間良一丁目、嘉間良二丁目、嘉間良三丁目、胡屋一丁目、胡屋二丁目、胡屋三丁目、胡屋四丁目、胡屋五丁目、胡屋六丁目、上地一丁目、上地四丁目、字美里の一部、宮里一丁目、宮里二丁目、宮里三丁目、宮里四丁目、八重島一丁目、八重島二丁目、八重島三丁目、住吉一丁目、住吉二丁目、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、中央四丁目、室川一丁目、室川二丁目、東一丁目、東二丁目、美里仲原町	に改め、同部中之町交番の項
------	----------	--	---------------

中「上地一丁目」、「上地四丁目、胡屋二丁目、胡屋三丁目、胡屋四丁目、胡屋五丁目、胡屋六丁目」及び「北中城村字島袋、字比嘉」を削り、同部北前交番の項の次に次のように加える。

北中城交番	北中城村字仲順	北中城村
-------	---------	------

別表沖縄警察署の部大城駐在所の項及び北中城駐在所の項を削り、同表嘉手納警察署の部読谷交番の項中「読谷村字波平、字高志保、字喜名、字親志、字座喜味、字上地、字大木、字伊良皆」を「読谷村字喜名、字親志、字座喜味、字伊良皆、字上地、字波平、字高志保、字渡具知、字比謝、字大湾、字古堅、字大木、字比謝疋」に改め、同部古堅駐在所の項を削り、同表うるま警察署の部安慶名交番の項中「うるま市字安慶名、みどり町一丁目、みどり町二丁目、みどり町三丁目、みどり町四丁目、みどり町五丁目、みどり町六丁目、字西原、字田場、字赤野、字字堅、字天願、字喜屋武、字平良川、字上江洲、字兼箇段」を「うるま市字田場、字赤野、みどり町一丁目、みどり町二丁目、みどり町三丁目、みどり町四丁目、みどり町五丁目、みどり町六丁目、字字堅、字天願、字昆布、字栄野比、字川崎、字西原、字安慶名、字平良川、字喜屋武、字兼箇段、字上江洲」に改め、同部川崎駐在所の項を削り、同表本部警察署の部渡久地交番の項中「本部町字渡久地、字谷茶、字大浜、字東、字辺名地、字野原、字嘉陽、字浜元、字伊野波、字山里」を「本部町字伊野波、字大嘉陽、字大浜、字健堅、字崎本部、字瀬底、字谷茶、字渡久地、字野原、字浜元、字東、字辺名地、字山里」に改め、同部崎本部駐在所の項を削る。

附 則

この規則は、平成27年 4月 1日から施行する。

正 誤

平成26年 9月29日付け公報号外第27号掲載の「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代

育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則（沖縄県規則第47号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
10	下から18	を設けているか。	を設けているか

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 ちとせ印刷 〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号</p>
---	--